

【資料5】

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編修正(案)

令和4年3月

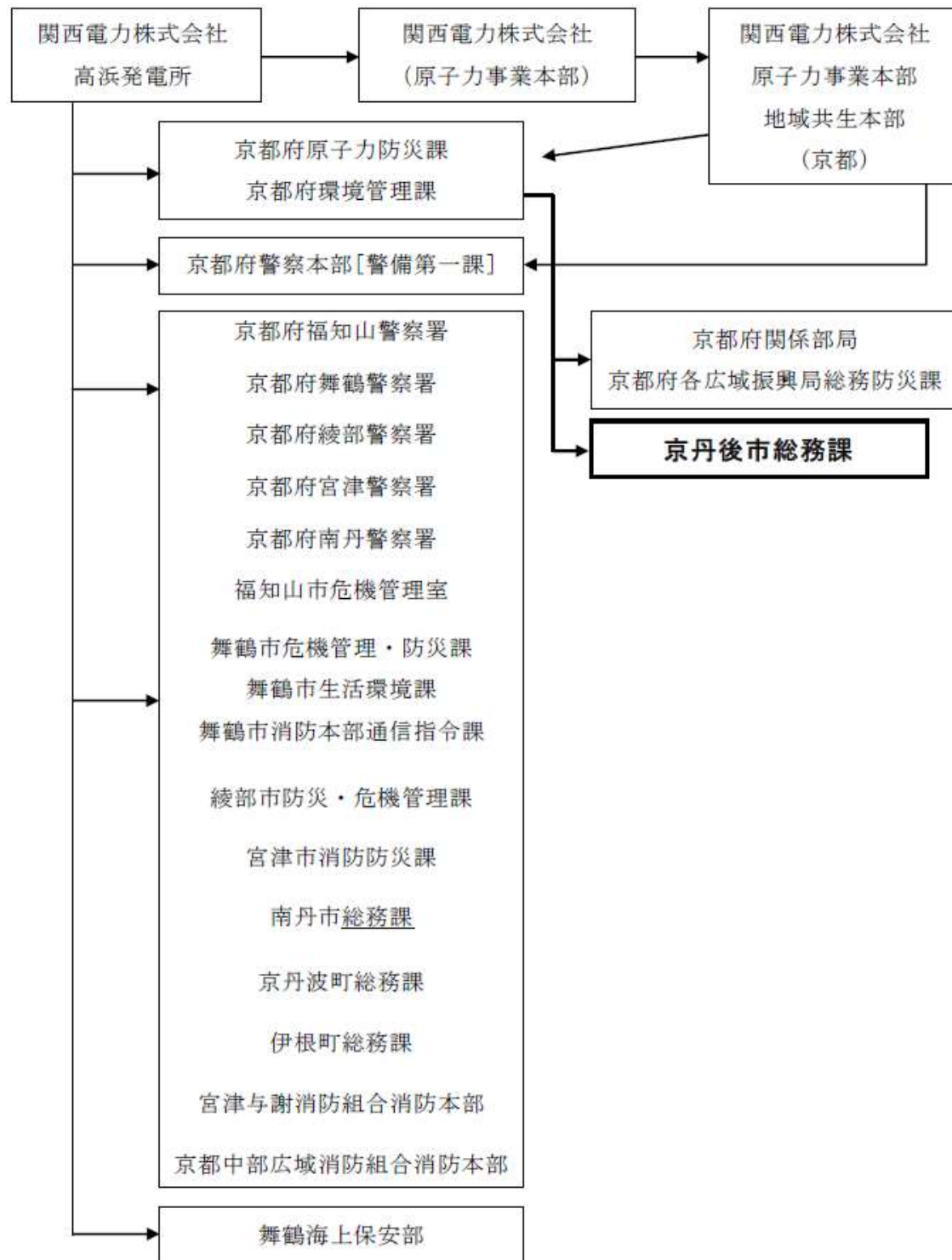
京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考
4	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和2年2月5日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和3年7月21日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>時点修正(府の修正意見)</p>
5	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>(略)</p> <p>また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>府地域防災計画との整合(原子力災害対策指針の改正を踏まえた改定)</p>
13	<p>第2編 原子力災害事前対策計画</p> <p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 京丹後市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p>	<p>第2編 原子力災害事前対策計画</p> <p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>2 京丹後市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p>	<p>府地域防災計画との整合(防災基本計画の修正を踏まえた改定)</p>
21	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(8) 避難所における設備等の整備</p> <p>京丹後市は、京都府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者や男女のニーズの違いにも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>京丹後市は、京都府と連携し、指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	<p>第5章 避難収容活動体制の整備</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(8) 避難所における設備等の整備</p> <p>京丹後市は、京都府と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者や男女のニーズの違いにも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>京丹後市は、京都府と連携し、指定された指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	
23	<p>7 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>京丹後市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>7 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>京丹後市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>府地域防災計画との整合(原子力災害対策特別措置法)</p>
10	<p>10 避難所・避難方法等の周知</p>	<p>10 避難所・避難方法等の周知</p>	

ページ	現行	改正案	備考
23	<p>(略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>京丹後市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p>	<p>(略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>京丹後市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3編 緊急事態応急対策計画</p> <p>第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p>	<p>の一部改正を踏まえた改定)</p>
26	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別図 1

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)

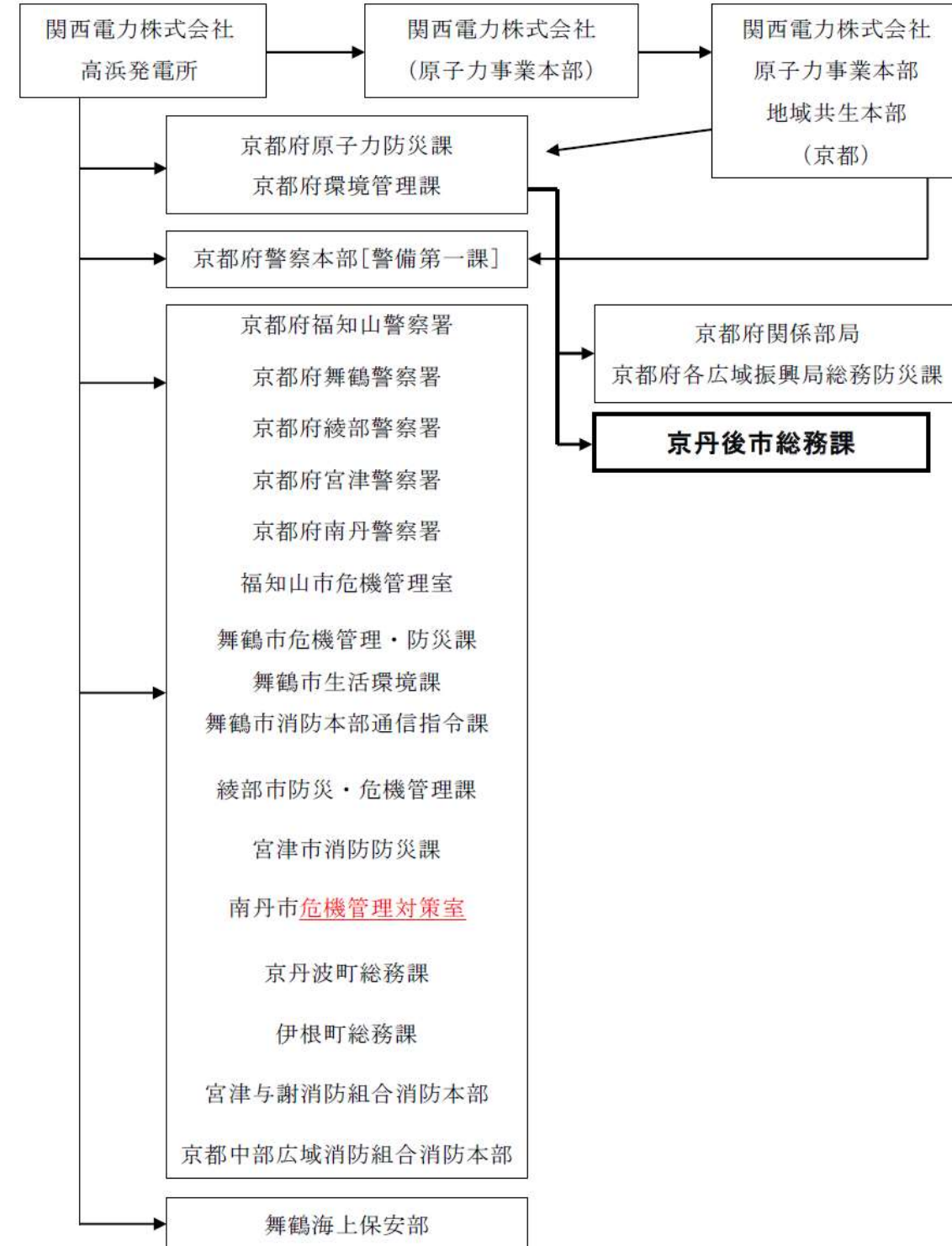


※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

33

別図 1

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

組織改正に伴う改定 (南丹市)

第3章 活動体制の確立

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

37

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

京丹後市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

38

(2) 京丹後市は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は国及び京都府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。

(略)

40

(4) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、京都府と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により、住民等の避難状況を確認するものとする。

(略)

(6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(追加)

6 要配慮者等への配慮

43

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

第3章 活動体制の確立

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

京丹後市は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(2) 京丹後市は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は国及び京都府と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国に要請するものとする。

(略)

(4) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、京都府と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により、住民等の避難状況を確認するものとする。

(略)

(6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

6 要配慮者等への配慮

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

府地域防災計画との整合（防災基本計画を踏まえた改定）

府地域防災計画との整合（原子力災害対策特別措置法の一部改正を踏まえた改定）

府地域防災計画との整合（国の原子力災害対策マニュアルの改正を踏まえた改定）

府地域防災計画との整合（原子力災害対策特別措置法の一部改正を踏まえた改定）

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府又は京丹後市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立ち退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

京丹後市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の勧告若しくは指示した区域において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

(略)

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。京丹後市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。(略)

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、京都府に対し速やかにその旨連絡する。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府又は京丹後市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立ち退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

京丹後市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

第5章 治安の確保及び火災の予防

(略)

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6章 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。京丹後市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するとともに、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。(略)

府地域防災計画との整合（原子力災害対策特別措置法の一部改正を踏まえた改定）

府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正に伴う修正）

49	<p>第 11 章 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>1 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、庁舎の所在地が避難のための<u>立ち退きの勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p>	<p>第 11 章 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>1 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、庁舎の所在地が避難のための<u>立退きの指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p>	<p>府地域防災計画との整合（原子力災害対策特別措置法の一部改正を踏まえた改定）</p>
----	--	---	--